

【エクアドル経済:2015年5月】

1. 税滞納に係る罰金及び追徴金免除法

5日、税滞納に係る罰金及び追徴金免除法が発効となった。これにより、エクアドル国税庁（Servicios de Rentas Internas Ecuador, SRI）に対し、税を滞納している個人や法人が、5日より60日以内に滞納している税の全額を納めた場合、罰金や追徴金が100%免除され、61日から90日以内に納めた場合には罰金や追徴金の50%が免除されることとなった。これは、3月2日の官民ハイレベル会合における民間側からの提案の一つであったが、財政難の政府にと利害が一致し、他の提案に先駆けて実現した。当地主要紙各誌は、170万の個人と10万6千の法人が、同措置の恩恵を受けるであろうと報じた。

2. 国債の発行

(1) 14日、エクアドル財務省は、7.5億ドルのソブリン債を海外市場において発行したと発表した。期間は5年、配当は8.5%であった。コレア大統領は、「外的要因によりエクアドル経済は厳しい状況になっているが、最悪の時は過ぎた。国債発行は以前より計画していたが、外部からの資金援助に遅れが出たため、計画を前倒しにして発行した。」と述べた。また、エレラ財務大臣は、今回の国債発行によって得られた資金は、通貨準備を強化し、2015年の公共投資計画を実行するために用いられる旨説明した。

(2) 当地主要紙において有識者らは、政府は、5月に入り1バレル60ドル台まで回復した原油価格について、今後、ここ数年の様な高値となる可能性は低いと判断し、このタイミングでの国債発行に踏み切ったのではないかと述べた。また、2015年第一四半期の経済状況が、ここ数年のレベルには劣るものの、一定の活動レベルを保ったため、今年3月の国債発行時の配当10.5%に比べ、低い配当での発行が可能になったと分析し、この国債発行を含めたエクアドルの公的債務が324.47億ドルで過去最高額となったことに対し懸念を示した。

3. コレア政権の施政報告における大統領の経済関連法案に関する発言

(1) 24日、コレア大統領（グラス副大統領及び閣僚、国会議長等同席）は、国会議事堂本会議場において、政権三期目2周年（新憲法下においては二期目）の施政報告を行った。コレア大統領は演説の中で、3つの新たな経済関連法案を国会に送付する準備をしている旨述べた。具体的には、土地価格評価税に関する法律案、相続税に係る法律案、知識に関する社会経済法案であり、いずれ

も不平等問題を是正するための措置であるとした。

(2) 相続税に係る法律案について、具体的な内容（最低賃金の100倍である35,400米ドルを上回る遺産相続に関し、直系尊属の最高税率を現行の35%から47.5%に引き上げ、直系尊属以外の最高税率を77.5%にする）が発表されると、民間セクターや経済有識者からは、世界にも類まれなる高税率であるとして、強い反発が寄せられた。